

【通達等の題名】

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

【通達等の趣旨】

消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式について、所要の改正を行うものである。

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式について、所要の改正を行うものであり、軽微な変更にとどまるものであることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当し、意見公募手続は実施していません。